

東紀州環境施設組合情報公開・個人情報保護審査会条例施行規則

令和3年4月1日

規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、東紀州環境施設組合情報公開・個人情報保護審査会条例（令和3年東紀州環境施設組合条例第9号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、東紀州環境施設組合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(手続の併合又は分離)

第2条 審査会は、必要があると認めるときは、数個の審査請求に係る事件の手続を併合し、又は併合された数個の審査請求に係る事件の手続を分離することができる。

2 審査会は、前項の規定により、審査請求に係る事件の手続を併合し、又は分離したときは、審査請求人、参加人及び諮問庁にその旨を通知しなければならない。

(諮問庁の申出)

第3条 諮問庁は、公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報が、その取扱いについて特別の配慮を必要とするものであるときは、審査会に対し、その旨を申し出ることができる。

2 審査会は、前項の規定による申出を受けた場合において、条例第6条第1項の規定により当該公文書又は当該保有個人情報の提示を求めようとするときは、当該諮問庁の意見を聴かなければならない。

(審査請求人等の意見の聴取)

第4条 審査会は、審査会に提出された意見書又は資料について、条例第6条第4項の規定に基づき鑑定を求めようとするときは、当該意見書又は資料を提出した審査請求人、参加人又は諮問庁の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(公表)

第5条 審査会は、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 会議の開催に関すること。
- (2) 諮問に対する答申の内容に関すること。
- (3) 実施機関への建議の内容に関すること。
- (4) その他審査会が必要と認めたこと。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、東紀州環境施設組合事務局総務係において行う。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。